

旭川市廃棄物減量等推進審議会 会議録（平成31年度 第1回）

日時	平成31年4月23日（火曜日）午後2時00分～午後4時00分
場所	旭川市職員会館 2階 2・3号室
出席者	<p>委員 14名          〔荒井守, 今井一也, 菊地登, 国沢広子, 後藤清乃, 小林渡, 近藤雅子, 齋藤ひろみ, 佐藤一彦, 成田義勝, 羽原美奈子, 安田志津吉, 山田智善, 吉田徳治〕</p> <p>事務局 21名          〔高田環境部長, 岩崎環境部次長, 渡辺環境部次長, 小池廃棄物政策課長, 上村廃棄物政策課施設整備担当課長, 大竹廃棄物政策課主幹, 佐藤廃棄物政策課長補佐, 松下廃棄物政策課主査, 斎藤廃棄物政策課主査, 川口廃棄物政策課主査, 星廃棄物政策課員, 大橋環境総務課長補佐, 尾崎廃棄物処理課主幹（旭川市廃棄物処分場所長）, 沖村廃棄物処理課長補佐, 内藤廃棄物処理課廃棄物処分場主査, 鬼柳廃棄物処理課近文清掃工場長, 大塚廃棄物処理課近文清掃工場主査, 小野環境指導課長, 吉田クリーンセンター所長, 内田クリーンセンター主幹, 工藤クリーンセンター主幹（リサイクルプラザ所長）〕</p>
公開・非公開	公開
傍聴者の数	0人
会議資料	<p>資料1 缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想（案）に係る資料一式          資料2 手数料見直しに係る資料一式          資料3 旭川市清掃工場整備基本構想及び同基本構想概要版          資料4 平成31年度旭川市ごみ処理・生活排水処理実施計画          資料5 2019年度環境部主要事業          このほかに次第, 委員名簿, 座席表を配付。</p>

次第	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	<p>[定刻のため, 開会した。]</p> <p>[本日6名の委員から欠席の連絡があったことを報告し, 過半数に達しているため会議を開催する旨を報告した。]</p> <p>[資料の確認をした。]</p>
2 人事異動に伴う職員の紹介	事務局	[事務局職員の人事異動について紹介した。]
3 議事(1) 缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想(案)について	事務局	議事進行を会長に交代する。
	会長	<p>これより議事に入る。          議事(1)「缶・びん等資源物中間処理施設整備基本構想(案)について」, 事務局から説明願う。</p>

次第	発言者	発言の要旨
	事務局	[資料1に基づき説明した。]
	会長	只今の説明について御意見，御質問などあればお願いしたい。
	会長	パブリックコメントで寄せられた4番の意見について，施設についての意見というよりは，現行の収集体制の中でリターナブルびんが破損によりリターンされていないということが書いてあり，施設そのものよりも収集方法の改善が必要だと述べられている。そうすると，車両の入替えや収集回数の見直し等，様々な問題が出てくる。例えば，2年後に新しい施設が造られて，その後，清掃工場が更新になり次々と新しいことが進んでいき，立て続けに色々変更すると上手くいかないのではと思っている。大きな変更のときに一緒に変えていく方がいいのかと。この意見は，リターナブルびんについては資源回収や拠点回収を利用して極力無駄にならないようにしたいということか。
	事務局	市の考え方としては，びんを割れないように丁寧に運ぶとなると，その分コストもかかることになる。今すぐそこにコストをかけて運ぶことが可能かという部分は別の議論が必要になる。現在，缶とびんを一緒に排出していただき，一緒に大量に運ぶことで傷がついてしまうことが懸念される場合は，拠点回収などを利用していただくことで回収率を上げていきたいということの基本としている。
	委員	私たちの町内会でも一升瓶などを回収しているが，色つきびんは回収しないことになっている。回収する業者が買ってくれないのか，それとも色つきびんは全市的に受け取ってくれないのか。
	事務局	町内会で取り組んでいただいている集団資源回収について，基本的にワンウェイのびん類は引き取らないが，一升瓶であれば一定の銘柄については引き取りをするということを市としても周知している。
	委員	私たちの町内会では，色つきびんは回収しないと言われた。他の町内会も同じなのか。
	事務局	業者間でも若干異なる場合があるが，基本的には指定された銘柄もしくは一升瓶については引き取りをするということで認識している。
	委員	回収する業者によって違うということか。
	事務局	若干異なるのは事実である。市としても町内会と十分協議をした上で進めていただきたいと業者に話をしている。
	会長	今後も町内会でリターナブルびんの回収などについて，実施するところを増やし，その内容を周知する。できるだけリターンに向かうよう，状況の把握と指導をお願いしたい。
	会長	他に意見がないようなので，本日提示された最終案にて基本構想の策定に向けた手続を進めることとしてよろしいか。

次第	発言者	発言の要旨
	委員	[了承]
3 議事(2) 手数料の見直し について	会長	次に、議事(2)「手数料の見直しについて」、事務局から説明願う。
	事務局	[資料2に基づき説明した。]
	会長	只今の説明について御意見、御質問などがあればお願いしたい。
	委員	今の手数料の話は、今後、改定を予定しているということか。
	事務局	これは手数料が改定された場合の話で、お示しした資料では来年の4月1日からということになっている。
	会長	多くの場合コストが上がっており、値上げやむなしと。しかしながら激変緩和措置で1.5倍の中で収まっているものもある。焼却のようにコスト面で少し有利なものも出てきた。それから焼却に移行するために安くしていたところを普通に戻し、こういう金額が出てきたところである。他に御意見などあるか。
	委員	今のところは激変緩和措置で急激に上がらないと思うが、一年ごとに上がっていくのか。
	事務局	受益と負担の適正化へ向けた取組指針(改訂版)では、手数料の見直しを四年に一度ずつ実施することとなっており、今回の改定で激変緩和措置を適用した場合は、次の見直しまではこれを継続することになると思う。次の見直し時にどのような激変緩和措置になるかは、これから見直しの中で判断していく。他都市の状況や本市の他の手数料の考え方なども踏まえながら、その都度判断していくのではないかと思う。今回の激変緩和措置は、改定後は基本的に次の見直しまでと思う。
	会長	手数料の改定の場合、コストが問題である。コスト算定を詳しく知りたい場合、算定の根拠などを伺うことはできるのか。
	事務局	環境部の手数料の内容については、問合せいただければお知らせすることはできる。
	会長	ホームページでの公表はしていないか。
	事務局	算定の細かい情報を示すことは考えていなかったが、お示しする必要があるれば検討していく。
会長	市の手数料関係がすべて見直しされるということなので詳しく知りたい場合があるかと思い伺った。	
事務局	4月24日から意見の募集を開始する市全体の手数料の見直しに係るパブリックコメントの資料については、現行の金額、算定した金額、それから激変緩和措置を適用しているかしていないか、そして改定の金額が記載された資料になっているはずなので、詳細な内容については各担当に問合せいただくこと	

次第	発言者	発言の要旨
		になる。
	委員	廃棄物処理業の許可等に関する手数料は値上げにならないか。
	事務局	廃棄物処理業者許可等関係手数料については算定の結果、現行の手数料のまま問題ないとなり、今回の見直しで変更はない。産業廃棄物の収集運搬業の許可などは国で定めた金額があり、旭川市で独自に決めることができないものである。国から料金の改定について指示がなければ変更できず、今回の見直しの対象にはならない。
	会長	それでは他に意見がないようなので、今回提示された案で今後進めていただくこととしてよろしいか。
	委員	[了承]
4 報告(1) 旭川市清掃工場 整備基本構想に ついて	会長	議事についてはここまでとし、4報告事項の(1)「旭川市清掃工場整備基本構想について」、事務局から報告願う。
	事務局	[資料3に基づき説明した。]
	会長	只今の説明について御意見、御質問などあればお願いしたい。
	会長	私は清掃工場検討委員会の委員として会議で検討を重ねてきた。焼却施設は平均的に20年から30年ほど稼働するということである。次期清掃工場が2027年から稼働することになると、次期清掃工場の最期は見届けられないだろうな、ということを感じた。策定された基本構想の内容を見ると、現在の清掃工場の欠点をなくすこと、それから今の世の中での一般的な考え方で造られる施設だということ、設備については特に先進的なものはないが、必要なものはあるというような基本構想であると感じた。それから、例えば水害時の対策も考えるということであったので、基本的なことは揃った基本構想であるという印象で会議に出席していた。しかしながら20年から30年も稼働する施設なので、燃やすということについても当然時代とともに変わっていくと思うが、そういう変化にもある程度は対応できる基本構想なのではないかと思う。そういう変化の時に収集や分別の変更など色々なことがあると思うが、そのときには委員が意見を出していくことで、長い清掃工場の寿命の中において本審議会の意義は大きいのではと感じた。
	委員	資料28ページの表について、市民こうほうに掲載されているのか。掲載されていないのであれば旭川市の数値が基準値内であることを明確に広報していただきたい。
	事務局	誌面スペースの関係で市民こうほうには掲載していない。市のホームページでは測定値を公表している。また、清掃工場に問合せいただければ数値に関してお示しできる。
	委員	高齢者はパソコンが使えなかったり、パソコンを持っていない人もいる。問い合わせる機会もないと思うので、年に1,2回は掲載していただきたい。

次第	発言者	発言の要旨
	事務局	昔は載せていたこともあった。現在は市民こうほう自体のページ数が少なくなっており、誌面の都合上掲載していない。今後、市民こうほうの担当にも働きかけてみたいと思う。
4 報告(2) 平成31年度旭 川市ごみ処理・ 生活排水処理実 施計画について	会長	次に報告事項(2)「平成31年度旭川市ごみ処理・生活排水処理実施計画について」、事務局から報告願う。
	事務局	[資料4に基づき説明した。]
	会長	只今の説明について御意見、御質問などあればお願いしたい。
	委員	質問ではないが、生活排水の処理について色々進めてくださりありがたいと思っている。ベトナムに行くことがよくあり、ハロン湾という水墨画のような景色の世界遺産がある。生活水準が上がるとともに生活排水が川から海へと直接流れてきて、ハロン湾の世界遺産が取り消されるのではという話題が上がっている。それから見ると一番始めの東京オリンピックの時も日本は汚かったなど。しかし、市の担当者が説明するように色々な角度から検討していただいていることは非常にありがたい話であり、御礼を申し上げたいと思う。
4 報告(3) 2019年度の環境 部主要事業につ いて	会長	次に報告事項(3)として「2019年度の環境部主要事業について」、事務局から報告願う。
	事務局	[資料5に基づき説明した。]
	会長	只今の説明について御意見、御質問などあればお願いしたい。
	委員	海外では、海へ流れていくプラスチックの問題で2022年からプラスチック製のスプーンやフォーク、お皿の製造を中止すると決定した場所もあるそうだ。旭川市は内陸と言えど、何らかの形で海の汚染につながっていることを知らないうちにしているだろう。そのように考えると、資料5「使命の自然との共生の確保」の中に旭川市としても海洋汚染の原因となるものを防ぐなどの文言を入れた方がよいのではないかと思う。
	事務局	資料5については、昨年来、本審議会で説明しているとおり、今年度の事業構築の考え方ということで記載している。委員の発言のとおり、プラスチックの問題が話題になっている現状があり、今後、考えていく必要が出てくると思う。頂いた意見については、今後検討させていただきたい。
	会長	収集業務について、大部分が委託である。ごみ処理関係は複数の会社がかかっていると思うが、し尿の方は一社である。突発的な事案が発生した場合には市が何らかの業務をするということか。
事務局	一社しかないということで、何かあった場合はその業者と連携していく。車両は業者が持っているので収集に動く、市は指示をしたりすることが出てくると思う。	

次第	発言者	発言の要旨
	会長	車両は全部業者の所有で、市で対応できる車両はないのか。
	事務局	市が所有する車両はない。
	事務局	し尿処理もトイレが使えないとなると、仮設トイレを設置して汲み取りしなければならない。一社で対応できるのかということについて、今のところ仮設トイレを実際に設置する状況にまでは至っていないが、発言のとおり、想定を超える災害などには台数が足りない場合も考えられる。そのような場合については、その一社以外でもバキューム車で言えば浄化槽汚泥を収集している業者や応援体制という形で他都市に応援を頼むなど、様々な手段で災害時に対応できるようにしていくということを考えていかなければならない。汲み取りが難しい状況になれば、下水道に直接し尿を流すことや、多面的に色々な対応方法を考える必要がある。し尿の処理やトイレの問題は他都市の災害時の事例でも経験があり、災害廃棄物の処理体制を考えていく上で、昨年、旭川市災害廃棄物処理計画を策定した。今後は、それを具体化していく実施計画のようなものを作り、具体的なし尿の処理体制を検討していかなければと思っている。
	委員	昨年、簡易トイレの備蓄が100個と聞いていたが、その後増加しているか。
	事務局	防災安全部で十数個増加した。段ボールのトイレにビニールで一人一人使っていくので、一回きりの使用で終わりではない。
	委員	簡易トイレはどこで保管しているのか。
	事務局	防災安全部で保管している。
	委員	できれば支所などに何個かずつでも置いていただけるとありがたいのだが。
	事務局	配置状況については確認しないと明確なことをお答えできない。
	委員	十数個しか増えてないのか。
	事務局	そのように聞いている。
	委員	中の薬剤だけならホームセンターなどで販売しているらしい。市としてそのようなものをもっと購入して保存しておくわけにはいかないのか。
	事務局	全部を簡易トイレで賄う状況になるのかということにもよる。
	委員	健全者なら仮設トイレでも問題ないが。
	事務局	レンタル協会と協定を結んでおり、計画では避難所に簡易トイレの配置を行うこととなっている。
	委員	災害が起きてからということか。間に合わないと思うが。
	事務局	トイレは確かに緊急性が高いが、災害時にはまず避難所の設置など優先順位がある。トイレについては、まず避難所のトイレを使用する、間に合わなければ簡易トイレ又は仮設トイレを設置するという順序がある。簡易トイレは確かに便利であるが、全て簡易トイレを使用するというわけではない。

次第	発言者	発言の要旨
	委員	マンションの8階で水が出なくて、水を汲むのにエレベーターも使えなく階段で昇っていったという話を聞いた。トイレの水も出なくて。
	事務局	どこかに多くの人が使えるトイレを設置する方が効率的だと考えている。災害時に必要なトイレの種類が仮設トイレなのか簡易トイレなのかは状況によって判断していくこととなる。
	会長	他に質問はないか。
	委員	清掃工場のパブリックコメントに寄せられた意見の中に障害者の就労支援のことが書いてあるが、内容を説明してほしい。
	事務局	現在、近文リサイクルプラザで布類などの市の直営で収集したものを障害者の方の力をお借りし選別している。障害者の就労も兼ね備えた取組を展開しているという現実がある中で、今後リサイクルプラザを更新したときに、その事業をどのようにするかについて、十分検討しながら進めていきたいと考えている。基本的にはそのような機能を引き続き新たな施設にも持っていきたいというところもあるが、障害者の方にとってどのような施設が働きやすいのかも十分整理をしていきたいと考えている。
	5 閉会	会長
	委員	[特になし]
	会長	それでは、本日の審議を終了し、進行を事務局に交代する。
	事務局	以上をもって、本日の審議会を終了する。 最後に事務局からお知らせさせていただく。ポイ捨て禁止運動の一環として行われる街頭啓発及びごみ拾いについては5月12日に実施される。参加登録いただいた委員については当日の活動についてよろしくお願いしたい。  また、現委員は5月31日で任期満了となる。2年間の任期を振り返って、一人ずつ感想等をいただきたい。
	各委員	[任期を振り返って感想等の発言]
	事務局	最後に、環境部長より御挨拶申し上げます。
	環境部長	[環境部長挨拶]
	事務局	以上で本日の審議会を終了する。